

決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(株式会社証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該投資信託の受益証券の受け口数又は渡し口数に、1口につき <u>2厘5毛</u> を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年11月18日から施行し、同年10月1日決済分から適用する。</p> | <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(株式会社証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>証券</u>投資信託の受益証券</p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該<u>証券</u>投資信託の受益証券の受け口数又は渡し口数に、1口につき <u>3厘</u> を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> |